

第7期広島市高齢者施策推進プラン(平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)) の策定について

1 計画の位置付け

本計画は、本市における高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定する3年間の計画である。

(根拠法令)

○ 老人福祉法(一部抜粋)

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

○ 介護保険法(一部抜粋)

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 広島市社会福祉審議会全体会議及び高齢福祉専門分科会における審議

- 1で示したとおり、広島市高齢者施策推進プラン(以下「プラン」という。)は、市町村が作成する計画という特徴を持っている。
- 本年5月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の可決に伴い、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化のための取組が制度化されることなどにより、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの構築に向けて一層の推進が図られることになる。
- 本審議会では、このような状況も踏まえ、広島市が平成30年度から3年間で行うべき取組を中心にご審議いただきたい。

3 プラン策定において参考となる各種調査等

- 下記の調査により得られた高齢者の生活実態等や介護サービス事業者の現状等について、プラン策定に当たっての基礎資料として活用する。

(1) 高齢者の生活実態と意識に関する調査

高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心した暮らしができるよう、健康状態や暮らし方などを把握し、介護予防等に役立てるため、在宅で生活している、要介護認定を受けていない65歳以上の者(7,800人)を対象に、郵送によるアンケート調査を実施(平成29年1月中旬～同年1月下旬)

(2) 在宅介護実態調査

「要支援・要介護認定者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するため、在宅で生活している、要支援・要介護認定を受けている者(3,000人)及びその主な介護者を対象に、郵送によるアンケート調査を実施(平成29年1月中旬～同年1月下旬)

(3) 介護サービス事業者調査

介護サービス事業所・施設が提供するサービスの現状や課題等を把握するため、市内の事業所・施設を対象に、郵送によるアンケート調査を実施(平成29年2月上旬～同年2月中旬)

(4) 広島市在住の65歳以上の人の状況確認のための調査

市内の在宅高齢者の生活実態について基本的な事項を把握するため、福祉施設入所者等を除く市内の65歳以上の方を対象に、訪問面接による調査を実施(平成29年3月～同年5月)

- 上記調査のほか、地域包括ケアシステムの構築において重要となる介護予防・日常生活支援総合事業(本年4月開始)をはじめとする「地域住民も主体になった地域づくり」及び「多職種連携」に向けた取組や、高齢者による地域のボランティア活動への参加及び介護予防・健康増進に資する「高齢者いきいき活動ポイント事業」など各種事業の実施状況も参考とする。